

第4章 計画の推進体制

1. 推進と進行管理体制

(1) みやぎ21健康プラン推進協議会及び地域・職域連携推進部会の運営

計画を効果的、継続的に推進するため、「みやぎ21健康プラン推進協議会」を運営し、関係者によるネットワークの構築、連携の強化及び情報の共有等を図り、一体となった取組を推進しています。また、平成19年4月には、地域保健と職域保健との連携を推進し、働き盛り世代への対策を協議する場として、県及び各保健所管内にみやぎ21健康プラン推進協議会の専門部会「地域・職域連携推進部会」を設置し、健康づくり事業の協働等を進めています。これらの組織を活用して、計画の見直し、実績の評価及び計画の進行管理を行ないます。

(2) 推進基盤となる市町村、医療保険者、関係機関等との連携・取組の推進

- 計画の推進については、県の取組とともに市町村、医療保険者、関係機関、団体、住民組織等が推進主体となり、それぞれの取組を強化していき、目標達成に向け全体的に一体となった取組を進めていくことが必要です。
- 特に、肥満者やメタボリックシンドロームが増加する40～50歳代より以前の若い世代にターゲットを絞った効果的なアプローチが必要となります。そのため、県や市町村等で実施する健康増進事業や普及啓発の取組と医療保険者が行う特定健康診査、特定保健指導等の取組を連携して行うことが重要であり、「地域・職域連携推進部会」等を通して、連携が円滑に進むよう支援していきます。
- すべての市町村における健康増進計画の策定と評価及び進行管理についての支援と、計画に基づく市町村健康増進事業の取組が促進されるよう支援を継続していきます。

2. 関係機関、団体等の役割

県民の健康づくりを支援していく上で、行政機関、医療保険者、教育機関、職域、関係機関、団体等は、健康づくりの牽引者として、各々の立場で役割を果たしていくことが必要となります。

そのため、県においては、関係機関等への情報提供、人材育成及びネットワーク構築等の総合的な健康づくりの体制整備を行います。なお、健康増進法では、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、国民、国及び地方公共団体、健康増進事業実施者の責務や関係者が協力するよう努めることが定められています。

県

- ・ 目標の設定及び目標達成に向けた施策の推進
- ・ 総合的な健康づくりの体制整備（情報提供、人材育成、ネットワーク構築）
- ・ 健康づくりの県民運動の推進
- ・ 市町村、関係者等への技術支援

市町村

- ・ 市町村健康増進計画の策定及び健康増進事業の推進
- ・ 医療保険者との連携による取組の促進
- ・ 健康づくりに必要な情報の提供、保健サービスの提供

医療保険者

(市町村国保, 健康保険組合, 政府管掌健康保険組合, 共済組合等)

- ・ 40歳～74歳の被保険者及びその扶養者の特定健康診査, 特定保健指導の実施
- ・ 被保険者の健康の保持増進に必要な保健福祉サービスの提供
- ・ 一次予防に重点を置いた事業の充実強化

教育機関

(幼稚園, 小中学校, 高等学校, 大学等)

- ・ 児童生徒, 学生または保護者等に対する健康に関する学習や体験の機会の提供
- ・ 健康教育・ネットワークづくりの充実

職 域

(事業所, 労働基準行政機関, 産業保健関係機関, 団体等)

- ・ 健康に配慮した職場環境の整備
- ・ 労働環境の改善, 産業保健の推進
- ・ 健康づくりに関連した地域への貢献

関係団体, NPO等

(医師会, 歯科医師会, 薬剤師会, 看護協会, 栄養士会, 学術団体, 健康運動指導士会, その他 NPO 等)

- ・ 専門的立場からの情報・技術の提供
- ・ 県民に身近できめ細かいサービスの提供
- ・ 専門職の資質向上

住民組織

(食生活改善等の健康づくり地区組織, 運動普及等の自主グループ, 婦人(女性)の会等)

- ・ 県民に身近できめ細かい県民主体の健康づくり活動の実施

マスメディア

- ・ 科学的根拠に基づいた正しい健康情報の伝達

県 民

- ・ 健康な生活習慣に対する関心と理解を深める
- ・ 自らの健康状態を自覚し, 健康の増進に努める

* 健康増進法(平成14年法律第103号)

第二条(国民の責務), 第三条(国及び地方公共団体の責務),

第四条(健康増進事業実施者の責務), 第五条(関係者の協力)



○● みやぎ21健康プランの推進 2008年度～2012年度 ●○

県民一人ひとりが生きがいを持ち、
充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現

